

(3) 日本の法制度

3 - 5) 自然公園法 (昭和 32 年法律第 161 号)

a) 目的

すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の推進を図り、もって国民の保健、休養及び教化に資することを目的として、国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園の 3 種類から成る自然公園を指定し、自然環境保全法に定められている基本理念にのっとり、その保護及び適正な利用を図るもの。

b) 主要事項の概説

(1) 公園の指定 (法第 10, 41 条)

国立公園は、環境庁長官が自然環境保全審議会の意見を聴いて、国定公園は、関係都道府県の申出により環境庁長官が自然環境保全審議会の意見を聴いて、それぞれ指定する。

都道府県立自然公園は、それぞれの都道府県の定めるところにより指定される。なお、国立・国定公園は海域の区域も指定できるが、都道府県立自然公園は土地の区域に限られている。

(2) 公園計画 (法第 2, 21 条)

公園計画は、公園の保護又は利用のための規定又は施設に関する計画で、自然公園の保護、整備、管理運営の基本となるものである。

・保護規制計画

公園の適正な保護を図るための、特別地域、特別保護地区及び海中公園地区等の指定に関する計画である。

・保護施設計画

植生復元施設、動植物繁殖施設等公園内の風致景観要素の復元整備等を図るための施設に関する計画である。

・利用規制計画

自動車利用の適正化等、公園の適正かつ快適な利用を図るうえで必要な規制に関する計画である。

・利用施設計画

集団施設地及び道路、宿舍、園地、駐車場等公園利用のため必要な施設に関する計画である。

国立公園の公園計画は、環境庁長官が自然環境保全審議会の意見を聴いて決定する。

国定公園の公園計画のうち、保護規制計画及び主要な利用施設計画は、関係都道府県の申出により、環境庁長官が自然環境保全審議会の意見を聴いて決定し、それ以外のものは都道府県知事が決定する。

(3) 公園事業 (法第 2, 14, 15, 16 条)

公園事業は、公園計画 (保護施設計画及び利用施設計画) に基づいて執行される事業であって、国立公園の場合は原則として国が、国定公園の場合は都道府県が行うこととされている。しかしながら、これ以外にも、地方公共団体等は環境庁長官又は都道府県知事の承認を受けて、国及び地方公共団体等以外の者は環境庁長官又は都道府県知事の承認を受けて、それぞれ公園事業の一部を執行することができる。

(4) 公園内における行為規制等

公園計画 (保護規制計画) に基づいて、次のような地域地区が指定され、公園の風致景観の保護のために各種の行為が規制される。

特別保護地区（法第 18 条）

公園の核心的部分を厳正に保護するため、下記の特別地域内に指定される地区で、工作物の新改増築や木竹の伐採等に加え、落葉落枝の採取やたき火なども環境庁長官又は都道府県知事の許可を受けなければしてはならないこととされている。

特別地域（法第 17 条）

公園の保護及び利用上重要な地域であり、工作物の新改増築や木竹の伐採等の行為が許可制となっている。特別地域は、風致維持の必要度の高い順に第 1 種特別地域から第 3 種特別地域まで 3 段階に区分され、この地種区分に応じた規制の運用が行われている。

海中公園地区（法第 18 条の 2）

公園内のすぐれた海中景観を保護するために指定される地区で、工作物の新改増築や埋立・開拓その他の行為が許可制となっている。

普通地域（法第 20 条）

特別地域又は海中公園地区以外の風景の保護を図るために、一定規模以上の工作物の新改増築その他の行為が届出制となっている。

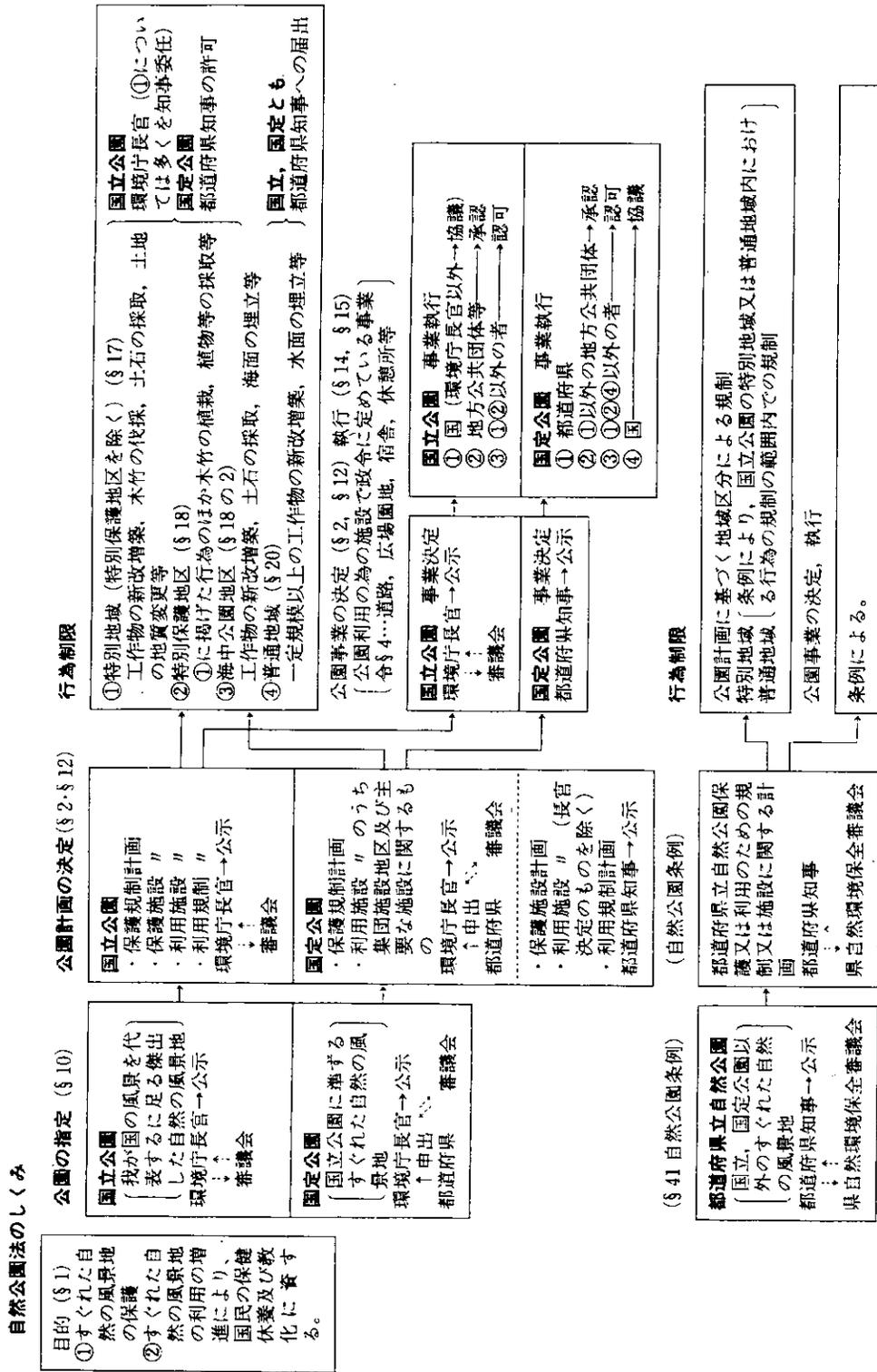
なお、都道府県立自然公園においては、特別保護地区及び海中公園地区の制度はないが、条例に基づき、上位の特別地域及び普通地位の規制の範囲内の行為規制を定めることができることとされている。

（ 5 ） 集団施設地区（法第 23 条）

公園利用のための施設を集団的に整備し、利用の便を図るとともに、いたずらに各種施設が公園内に散在することによる自然破壊を防止するために設けられる地区である。集団施設地区内では法第 24 条に基づき、他の利用者に著しく迷惑を掛けるような行為が禁止されている。

(3) 日本の法制度

3-5) 自然公園法(昭和32年法律第161号)



自然環境年報発行部(1992)：総説、世界の自然は今 自然環境年報3、日住社

(3) 日本の法制度

3 - 6) 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律 (大正7年法律第32号)

a) 目的

本法は、鳥獣保護事業を実施し、狩猟を適正化することにより、鳥獣の保護繁殖と、有害鳥獣の駆除及び狩猟による危険防止を図り、もって、生活環境の改善及び農林水産業の振興に資することを目的として大正7年に制定された。

b) 主要事項の概説

(1) 鳥獣保護事業計画 (法第1条の2, 第1条の3)

長期にわたる計画性をもった鳥獣保護施策を統一かつ積極的に推進するため、環境庁長官が定めた基準に従い、都道府県知事が樹立することとされている地域的特殊性を加味した鳥獣に関する施策の総合的計画である。

(2) 鳥獣保護のための規制 (法第1条4, 第2条他)

鳥獣の保護のため、狩猟鳥獣以外の鳥獣の捕獲を禁止するほか、狩猟鳥獣についてその保護繁殖を図るため、狩猟鳥獣の指定、狩猟場所の規制、狩猟期間の制限、猟法・猟具の規制、雛及び卵の捕獲又は採取の禁止等の措置がとられる。

(3) 狩猟免許及び狩猟者登録 (法第3条~第8条の7)

狩猟をしようとする者は住所地の都道府県知事の狩猟免許を受けるとともに、狩猟をしようとする場所を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

(4) 鳥獣保護区、特別保護地区及び特別保護指定区域 (法第8条の8)

鳥獣保護区

環境庁長官又は都道府県知事が鳥獣の保護繁殖を図るため必要があると認めるとき、20年以内の存続期間を定めて設定する。この区域内では、鳥獣の捕獲が禁止されるほか、保護繁殖施設の設置が行われる。

特別保護地区

環境庁長官又は都道府県知事が、鳥獣の保護繁殖を図るため必要があると認めるときは、鳥獣保護区内に当該鳥獣保護区の存続期間の範囲内で存続期間を定めて指定するものである。この区域内では、立木竹の伐採、工作物の設置等については、軽微なものを除き、環境庁長官又は都道府県知事の許可を要する。

鳥獣保護区の設置及び特別保護地区の指定等の手続き

鳥獣保護区の設定及び特別保護地区の指定は、鳥獣の保護繁殖、土地等の所有者等に及ぼす影響が大きいため、環境庁長官又は都道府県知事は、これを行うに当たっては、公聴会を開き利害関係人の意見を聞き、かつ、それぞれ自然環境保全審議会又は都道府県自然環境保全審議会に諮問し、都道府県知事の場合は、鳥獣保護区の設定については環境庁長官に届け出なければならない、特別保護地区の指定については環境庁長官の承認を受けなければならない。

さらに、環境庁長官は、鳥獣保護区を設定し、又は特別保護地区を指定しようとする場合若しくは都道府県知事が特別保護地区を指定することについて承認を行おうとする場合には農林水産大臣に協議しなければならないことになっている。

5) 鳥獣の流通規制 (法第 13 条の 1, 第 20 条、第 20 条 2)

本法に違反して捕獲した鳥獣又は採取した鳥類の卵を流通させることは禁止されるとともに、特定の鳥獣と鳥の卵についての輸出入が禁止される。

(6) 猟区 (法第 14)

猟区は、放鳥獣等により積極的に狩猟鳥獣の繁殖保護を図る一方、その区域において排他的に入猟者数、入猟日、捕獲対象鳥獣の制限、捕獲数の制限等の管理を行う区域であり、猟区を設定しようとするものは環境庁長官の許可を受けなければならない。

(7) 監視・取締体制 (法第 19 条、第 19 条の 2)

取締まりは、環境庁又は都道府県の職員によって行われているが、特に取締まりの第一線に立つ都道府県鳥獣担当職員については、特別司法警察員に指名されている。また、鳥獣保護員が 1 町村当たり 1 人の割合で配置され、鳥獣保護思想の普及啓発に当たるほか、狩猟の取締りに当たっている。

(8) 有害鳥獣駆除等の許可 (法第 12 条、13 条)

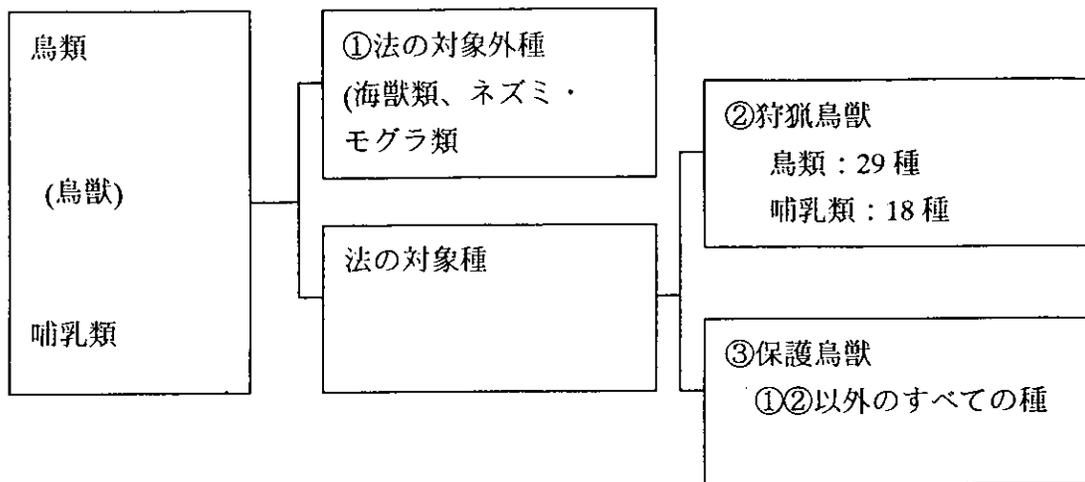
農林作物その他に被害を及ぼす有害鳥獣については環境庁長官又は都道府県知事の許可を受けて駆除のための捕獲ができることとされ、その被害を最小限に止めることとしている。また、学術研究のための保護、愛玩飼養のための捕獲等の特別の理由による捕獲も認められる。

自然保護年鑑刊行会 (1996) : 総説、世界と日本の自然は今 自然保護年鑑 3、日生社

鳥獣保護研究会 編 (1981) : 鳥獣保護及狩猟に関する法律、鳥獣保護制度の解説、大勢出版社

(3) 日本の法制度 3-6)鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正7年法律第32号)

狩猟鳥獣と保護鳥獣



狩猟免状の交付及び鳥獣の捕獲数

年度	免状の交付 (件数)				鳥獣の捕獲数 (千羽 (頭))		
	甲種	乙種	丙種	合計	鳥類	獣類	合計
平成2	16,605	258,129	14,791	289,525	3,298	369	3,667
平成3	16,495	229,238	14,572	289,305	3,105	352	3,457
平成4	17,338	227,505	14,908	259,751	2,935	330	3,265
平成5	19,008	231,991	15,404	266,403	2,409	304	2,713

(3) 日本の法制度

3-7) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)

- (種の保存法) -

a) 目的

この法律は、本邦内外の絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることにより、良好な自然環境を保全し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とし、わが国における絶滅のおそれのある種の保存のための施策を体系的に行うために中核的役割を果たすべく制定された。

b) 主要事項の解説

(1) 希少野生動植物保存基本方針(第6条)

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する基本構想、この法律の対象種の選定、個体の取り扱いに関する規制等に関する基本的な考え方を希少野生動植物保存基本方針として閣議決定し、政府の絶滅のおそれのある種の保存に関する方向性を明らかにする。

(2) 法律の対象となる種(第4条及び第5条)

この法律の対象となる種は「希少野生動植物種」とされる。希少野生動植物種のうち本邦に生息・生育し、絶滅のおそれのあるものは「国内希少野生動植物種」とされ、このうち、自然界においては絶滅のおそれがある一方で、市場において繁殖・取引が行われている種は「特定国内希少野生動植物種」とされる。また、ワシントン条約付属書及び二国間の渡り鳥保護条約の対象とされている種は「国際希少野生動植物種」とされる。さらに、既に絶滅したと考えられていた種が再発見された場合等には、必要に応じその種は「緊急指定種」に指定される(有効期間は3年)。

(3) 捕獲等の規制(第9条及び第10条)

わが国では絶滅のおそれがないか又はわが国に生息・生育しない国際希少野生動植物種を除き、希少野生動植物種の生きている個体の捕獲、採取、殺傷及び損傷(「捕獲等」)は原則として禁止される。ただし、環境庁長官が学術研究等の目的のために許可した場合、個体の保護等のためやむを得ない捕獲等総理府令で定める場合には捕獲等が許される。

(4) 譲り渡し等の規制(第12条から第16条)

特定国内希少野生動植物種を除く希少野生動植物種(生きている個体及び制令で定める加工品を含む)の譲渡し、譲受け、引き渡し及び引き取り(譲渡し等)は、原則として禁止される。ただし、環境庁長官が学術研究等の目的のために許可した場合、個体の保護等のためやむを得ない場合等総理府令で定める場合には譲渡し等が許される。また、これらの種の輸出入については、政令で定める要件を満たし、かつ、外為法の輸入承認も必要とされる。これらに違反して輸入された個体については、環境庁長官及び通産大臣は、必要に応じ、その個体を原産国等に返送することを命ずることができる。

(5) 国際希少野生動植物種の登録制度(第20条から第22条)

国内希少野生動植物種については、繁殖された個体等について、その個体の登録を行うことにより譲渡しが認められる。ただし、その個体の譲渡し等は登録時に交付される登録票とともに行わなければならない。また、譲り受けた者はその旨を環境庁長官に届け出なければならない。

(6) 特定事業に対する規制 (第 30 条から第 32 条)

違法に捕獲等された特定国内希少野生動植物種の個体が市場に流入することを防止するため、特定国内希少野生動植物種を取り扱う事業を行うもの(「特定事業者」)は、環境庁長官等にその旨を届け出なければならない。特定事業者は、特定国内希少野生動植物種の譲受け等をするときには、それが繁殖されたものか等の確認をし、その状況を書類に記載して保管すべき遵守義務を負う。環境庁長官及び農林水産大臣等は、必要があれば、特定事業者に対し、この遵守義務の履行状況について指示、命令(3ヶ月間の営業停止を含む。)をすることができる。

(7) 生息地等保護区 (第 36 条から 39 条)

環境庁長官は、必要と認める場合には、国内希少野生動植物種の生息地・生育地を「生息地等保護区」として指定する。生息地等保護区の区域のうち、繁殖場、餌場等特に重要な区域は「管理区域」に、それ以外の区域は「監視地区」とされる。これらの区域における規制は自然環境保全地域とほぼ同様であるが、種の保存のための地域であるという特性に応じた規制となっている。さらに、管理地区のなかには、重要度に応じて規制を強化する地区、立入禁止地区の指定も可能である。

(8) 保護増殖事業 (第 45 条及び第 46 条)

種によっては、上記の保全策のみでは種の保存が不十分な場合もあり、個体の増殖または生息地等管理に必要な事業が行われる。

(9) 罰則

上記の規制の違反に対しては、最高で百万円以下の罰金または1年以内の懲役が課せられる。

(3) 日本の法制度

3-7) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号) - (種の保存法) -

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の概要

